

平成25年9月2日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市病院事業管理者の給料の臨時特例に関する条例）
- 日程第 6 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25年度上天草市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 7 承認第 9号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 8 議案第55号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第56号 上天草市地域振興基金条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 上天草市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第62号 平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第64号 平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号 平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第66号 平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第67号 平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第68号 平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 号)
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 あらたに生じた土地の確認について (小屋河内漁港)
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 字の区域の変更について (小屋河内漁港)
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 あらたに生じた土地の確認について (干切漁港)
- 日程第 2 8 議案第 7 5 号 字の区域の変更について (干切漁港)
- 日程第 2 9 議案第 7 6 号 あらたに生じた土地の確認についての更正について (永目港)
- 日程第 3 0 議案第 7 7 号 字の区域の変更についての更正について (永目港)
- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 3 2 認定第 1 号 平成 2 4 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 2 号 平成 2 4 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 3 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 5 報告第 5 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第 3 6 報告第 6 号 平成 2 4 年度上天草市水道事業会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 3 7 報告第 7 号 平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 8 報告第 8 号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(17名)

議長	堀江 隆臣		
1 番	嶋元 秀司	2 番	切通 英博
3 番	平田 晶子	4 番	何川 雅彦
5 番	田中 辰夫	6 番	宮下 昌子
7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健
9 番	小西 涼司	1 0 番	島田 光久
1 1 番	新宅 靖司	1 2 番	田中 万里
1 3 番	園田 一博	1 4 番	桑原 千知
1 5 番	渡辺 勝也	1 6 番	田中 勝毅

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

17番 津留 和子

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	藤本 敏明	総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	寺本 正和
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	舛本 伸弘	会 計 管 理 者	井上 和男
水 道 局 長	緒方 雅文	財 政 課 長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

17番、津留和子君から欠席の届出がっております。

会議に入ります前に、このたび就任されました教育長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（藤本 敏明君） おはようございます。

このたび7月2日付で教育長を拝命いたしました藤本敏明でございます。

議員の皆様方には、教育委員承認の折に大変お世話になりました。心より御礼を申し上げます。

私は、教育長として上天草市の教育行政を担うことで、ふるさとに恩返しができる喜びをかみしめておりますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いがしているところでございます。

さて、8月広報にも書かせていただきましたけれども、私の教育実践の目標は、要約いたしますと、豊かな心、確かな学力、健やかな体力をつけるとともに、郷土を愛する子供たちを育成す

ることをごぞいます。そのためには、校長を中心に教職員が共通理解、共通実践のもと、同じ方向性で指導することが重要だと考えております。そのための教育システムを整えたり、改善したりしていきたいと思ひます。上天草市の将来を担う全ての子供たちが仲良く、楽しく学び、成長することのできる学校づくりに力を注ぎたいと思ひております。とはいへ、社会教育、学校教育ともさまざまな課題はごぞいますけれども、その一つ一つに真摯に向き合ひ、肅々と政策を進めてまいりたいと思ひます。微力ではごぞいますけれども、一生懸命頑張りますので、皆様方の御協力や御支援をよろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでごぞいます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に5番、田中辰夫君、6番、宮下昌子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る7月29日及び8月23日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようごぞいます。

平成25年第5回上天草市議会定例会にあたり、7月29日と8月23日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日9月2日が開会、提案理由説明、9月5日が議案質疑及び委員会付託、6日、9日及び10日の3日間一般質問を行います。常任委員会は、9月11日、12日、13日の3日間開催することとし、20日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

また、今期定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思ひますが、御異議ごぞいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年4月分から6月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管してございます。必要な方は御閲覧をお願いいたします。

次に、去る7月23日、本市において熊本県城南七市市議会議長会を開催いたしました。

今回提出された議案は、上天草市、八代市共同提出の環八代海における海上交通対策について、上天草市提出の海岸漂着物対策についての2件で、いずれも地域振興に関する重要案件であるため、原案のとおり可決されました。県知事への要望事項とすることに決定し、閉会をいたしました。

次に、7月31日から8月2日にかけて実施しました東京での議員研修では、誘致企業を訪問しての意見交換会、農林水産省職員による6次産業化の推進について、及び、総務省職員による地域力創造グループ施策についての研修会ほか、地元選出国會議員への要望活動を行いました。内容につきましては、お手元に配付の研修報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、去る8月16日、熊本県庁におきまして、熊本県下14市の市議会議長会が熊本県知事への要望書を提出いたしました。

熊本県城南七市市議会議長会の要望といたしまして、熊本県南地域への企業誘致の推進を図るため、県営工業団地の造成を早期に進め、企業立地に関する県の補助金等の拡充を図ること、航路縮小や運休に至っている環八代海における海上交通網の整備促進を財政的支援も含め、強力で推進することを強く要望してまいりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 行政報告を申し上げます。

平成25年第5回定例市議会の開催にあたり、本年6月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告申し上げます。

まず初めに、総務企画部門について報告します。

今回発生した台風15号及び大雨警報による被害は、家裏崖崩れによる家屋の一部損壊が3カ

所、家裏崖崩れ4カ所等を確認いたしております。幸いにして人的被害はございませんでした。

また、大雨警報対策として職員を各庁舎に配置する一方、自主避難場所を市内2カ所に開設するなど市民の安全確保に努めたところがございます。これから台風の接近や潮位の上昇などさまざまな要因が重なり災害発生の可能性が高くなりますので、気象情報には細心の注意を払いながら防災対策に努めてまいりたいと存じます。

次に経済振興部門について報告します。

観光振興につきまして、7月5日に、くまもと夢トーク in 天草が湯島で開催され、熊本県知事による特別授業や、島民の方々と島の自然環境や歴史、特産品などを活用した地域振興について意見交換を行っております。

また、8月18日には、坂本総務副大臣と総務省の過疎対策室長が湯島を訪れ、区長4人と地域づくりについて意見交換した後、島内を視察していただいております。

現在、湯島では総務省の交付金を活用して、域・学連携による「談合島」観光振興実証実験として、大学生のキャンプ、合宿誘致など5つのメニューを実施しているところです。

次に、企業誘致・産業支援につきましては、7月2日に熊本県を立会人として株式会社フードワークス、本社東京都品川区と上天草市との間で企業進出協定を締結しております。これにより、龍ヶ岳町において水産加工事業の展開が予定されております。

次に、健康福祉部門について報告します。

全国的に風疹が流行していることから、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生を予防するため、8月1日から上天草市風疹予防接種費用助成事業を1人1回7,000円を限度として開始しております。

次に教育部門について報告いたします。

8月8日に、上天草市内小中学校の児童会、生徒会代表による子ども議会が議会議場で行われ、市執行部と活発な意見が交わされております。

また、9月14日、15日の両日、第68回熊本県民体育祭が天草地域で開催されます。

本市では、ソフトテニス、野球、バスケットボール、弓道、柔道の5競技のほか、公開競技である登山が開催されます。大会では、多くの選手、関係者の方々が来訪されますので、地域間交流により上天草市の魅力を発信していきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、行政報告が終わりました。

日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市病院事業管理者の給料の臨時特例に関する条例）

日程第 6 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25年度上天草市一般会計補正予算（第2号））

- 日程第 7 承認第 9号 専決処分^の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 8 議案第 55号 上天草市特別職の職員で非常勤のもの^の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 56号 上天草市地域振興基金条例の制定について
- 日程第 10 議案第 57号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 58号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 59号 上天草市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 13 議案第 60号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 15 議案第 62号 平成25年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 16 議案第 63号 平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第 64号 平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 65号 平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 66号 平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 議案第 67号 平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 21 議案第 68号 平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 22 議案第 69号 平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 23 議案第 70号 平成25年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 24 議案第 71号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 25 議案第 72号 あらたに生じた土地の確認について（小屋河内漁港）
- 日程第 26 議案第 73号 字の区域の変更について（小屋河内漁港）
- 日程第 27 議案第 74号 あらたに生じた土地の確認について（干切漁港）
- 日程第 28 議案第 75号 字の区域の変更について（干切漁港）
- 日程第 29 議案第 76号 あらたに生じた土地の確認についての更正について（永目港）
- 日程第 30 議案第 77号 字の区域の変更についての更正について（永目港）

- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 3 2 認定第 1 号 平成 2 4 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 2 号 平成 2 4 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 3 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 5 報告第 5 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 3 6 報告第 6 号 平成 2 4 年度上天草市水道事業会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 3 7 報告第 7 号 平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 8 報告第 8 号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 5、承認第 7 号から日程第 3 8、報告第 8 号までの以上 3 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 今定例会に提案いたします議案は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案 3 件、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例など条例議案 6 件、平成 2 5 年度上天草市一般会計補正予算などの予算議案 1 1 件、あらたに生じた土地の確認についてなどのその他の議案 7 件の合計 2 7 件の議案を提出いたしております。

また、認定案件といたしまして平成 2 4 年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなど 3 件、報告案件として専決処分の報告についてなど 4 件を本議会に報告するものでございます。

各議案等の詳しい内容及び提案理由につきましては、所管部長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第 7 号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） おはようございます。病院関連の条例でございますので、私のほうから御説明申し上げます。

議案書 1 ページをお願いいたします。

承認第 7 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の制定について。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第 9 号、上天草市病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでござい

ます。

上天草市病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定することとする。平成25年6月28日専決、市長名でございます。

上天草市病院事業管理者の給与の臨時特例に関する条例は、第1条で条例の趣旨、第2条で給与の額の特例、第3条で端数計算を定めたものでございます。附則といたしまして、平成25年7月1日から施行でございます。

次のページの提案理由でございます。

平成25年7月から平成26年3月までの間、病院事業管理者の給料を減額する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第8号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 承認第8号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明をいたします。

議案書3ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市一般会計補正予算第2号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり8月5日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書第2号をお願いいたします。

専決第10号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ1,000万円を追加し、予算総額を156億5,463万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、湯島地区におきまして実施いたします、域・学連携による「談合島」観光振興実証実験事業1,000万円を追加したことによるものでございます。

予算書7ページをお願いいたします。

歳入の65款国庫支出金15項国庫補助金が、過疎地域等自立活性化推進交付金により、1,000万円の増額となっております。

歳出の40款商工費10項商工費が、湯島におきまして実施いたします、域・学連携による「談合島」観光振興実証実験事業により1,000万円を増額しております。

今回追加された事業の財源は、全額国庫補助金でございます。

以上が、平成25年度上天草市一般会計補正予算第2号の概要でございます。

提案理由といたしましては、国庫補助事業の交付申請に伴いまして予算を補正する必要がございます。議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでござい

ます。

御審議いただきますように、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第9号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。

承認第9号について御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

承認第9号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、内容について御説明いたします。

議案説明資料の1ページから5ページにつきましても、あわせてごらんいただきたいと思いません。

専決第7号、和解及び損害賠償額の決定について。

平成24年11月18日市道西ノ浜3号線の上天草市大矢野町湯島地内で発生した転落防護柵の腐食による人身事故に関し、次の者と上天草市との間に次のとおり損害賠償額を決定し、和解することといたしました。

平成25年6月27日に専決しております。

和解の相手方、松尾ヒトミさん、損害賠償額、53万8,240円。和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしく願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第55号及び議案第56号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案第55号と56号をまとめて申し上げます。

議案第55号。

議案書5ページをお願いいたします。

上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

内容につきましては、議案説明資料の7ページをお願いいたします。

左の改正後のとおり、上天草市親善大使をふるさと観光大使に改め、子ども・子育て会議を新たに追加するものでございます。

子ども・子育て会議の委員日額を5,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、新たな特別職の設置等に伴い、非常勤職員の報酬を定める必要がありますので、今後御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議案第56号、上天草市地域振興基金条例の制定について御説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

上天草市地域振興基金条例は、次のように定めるものがございます。

この条例は、上天草市が実施する地域振興事業及び地域住民が主体的に取り組む地域づくり事業の推進を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして制定するものであります。

主な内容は、第1条が基金の設置目的、第2条が積立金の額、第3条が基金の管理、第4条が基金の運用益金の処理、第6条が基金の処分、第7条が管理の委任となっております。

提案理由といたしましては、上天草市が実施する地域振興事業及び地域住民が主体的に取り組む地域づくり事業の推進を図るために必要な経費に充てるため、この条例を制定する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第57号及び議案第58号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） おはようございます。

御説明させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。

議案第57号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われております。そこで、別冊説明資料の新旧対照表で改正後、改正前に記載してあります単なる条文、条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（大谷 達巳君） それでは、新旧対照表において説明をいたしますので、議案説明資料の7ページをお開き下さい。

7ページの第47条の2は公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についての改正でございます。

内容としましては、個人住民税の公的年金等からの特別徴収について、一定の要件のもと、賦課期日後、市外に転出した者の特別徴収を継続させることができるなどの見直しを行うものがございます。

第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する改正でございます。

内容としましては、個人住民税の公的年金等からの特別徴収については、従来、前々年度分の本徴収額の3分の1を仮徴収として4月、6月、8月の年金月に徴収しておりますが、今回の改正により仮特別徴収税額を前々年中の公的年金等に係る所得に係る住民税額の2分の1に相当する額を3分の1にし、4月、6月、8月の年金月に仮徴収すると変更したものでございます。これにより、個人住民税の年金月の徴収額を平準化するものでございます。

8ページの附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございます。

内容につきましては、附則第19条の2が新設されたことにより引用条項を追加したものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の改正でございます。

内容としましては、納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、配当割の課税対象とし、特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割額から当該特定公社等の利子等に係る配当割額相当額を控除することとするものでございます。

10ページをお開きください。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例でございます。

内容としましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とされたことに伴い、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、一般公社債等と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したものでございます。

11ページの附則第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例でございまして、内容は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新たに設けたものでございます。

19ページをお開きください。

第20条の2は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例でございます。第20条と同様、規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い規定を改正するものでございます。

この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成28年10月1日から施行し、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は、平成29年1月1日から施行することとなっております。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

議案第58号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります単なる条文、条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（大谷 達巳君） 新旧対照表において説明をいたしますので、議案説明資料の22ページをお開き下さい。

上天草市国民健康保険税条例附則第3項においては、見出し及び同項中の配当所得を配当所得等に改めるものでございます。

これは上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加され

たことによるものでございます。

附則第6項は、見出し及び同項中の株式等を一般株式等に改めるものです。

内容といたしましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等とを別々の分離課税制度とされたことに伴い、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、一般公社債等と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたものによるものでございます。

附則第7項は上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関するものでございます。

内容としましては、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設したものでございます。

24ページをお開きください。

改正前附則第14項は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い改正し、同項を附則第11項とするものでございます。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、いずれも地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、関係規定を整備する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第59号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第59号、上天草市子ども・子育て会議条例の制定について説明させていただきます。

本条例は、平成24年8月22日に公布されました子ども・子育て支援法第77条第1項の規定する合議機関とし、上天草市子ども・子育て会議を設置するものであります。

本条例に基づいて組織される上天草市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画の定めなどに当たっては、計画に掲げる事業等の量の見込みや確保の内容、実施時期などについて審議するほか、これから本市が進めていく子ども・子育て支援に係る各種施策等につきましても、幅広く審議していただく機関となります。

附則、この条例は、平成25年10月1日から施行する。

上天草市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表、市長の部に次のように加える。上天草市子ども・子育て会議、上天草市子ども・子育て会議条例。

提案の理由といたしましては、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関を設置するため、上天草市子ども・子育て会議条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第60号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第60号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案説明資料26ページをお願いいたします。

第5条第2項中、改正前の市長がを削除いたしまして改めるものでございます。

次に、別表第2の看護専門学校に関する使用料等の授業料を教育機材の充実、教育環境の整備を図るため、改正前の前期、後期それぞれ10万円を11万円に改めまして、年間授業料を22万円とするものでございます。

参考資料といたしまして、九州内の公立看護専門学校の授業料の状況一覧をお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

附則といたしまして、施行期日、経過措置を定めております。

提案理由でございます。

教育機材の充実及び教育環境の整備並びに公立看護専門学校の授業料との均衡を図るため、関係規定を整備する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第61号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

皆さん方のお手元に説明文を配付しておりますので、読み上げて説明をいたします。

なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、主に6月に制定されました上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例に基づく給料の減額、上天草市地域振興基金の積み立てによる増額などがございます。歳入歳出それぞれ16億5,571万1,000円を追加し、予算総額を173億1,034万7,000円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。

55款分担金及び負担金10項分担金、農林水産施設災害復旧費に係る受益者の分担金として、84万7,000円を増額しています。

65款国庫支出金10項国庫負担金を、母子生活支援施設等負担金219万7,000円ほか3件合わせて総額279万4,000円を増額しております。

65款国庫支出金15項国庫補助金を総額3億9,984万1,000円増額しております。

内訳といたしましては、10目総務費国庫補助金3億8,829万7,000円の増額は、昨年度の国の緊急経済対策における地域元気臨時交付金及び湯島における再生可能エネルギー調査に係る離島活性化交付金の計上でございます。

30目土木費国庫補助金1,105万円は、橋梁補修事業の増額に伴う計上でございます。

70款県支出金10項県負担金を1,169万6,000円増額しております。

内訳としましては、10目民生費県負担金279万4,000円の増額は、過年度分の児童手当に係る県負担金ほか3件の計上でございます。

25目災害復旧費県負担金の890万2,000円の増額は、農林水産施設災害復旧に係る県支出金の計上でございます。

70款県支出金15項県補助金は総額2,853万4,000円の増額となっております。

内訳としましては、15目民生費県補助金が、介護予防拠点の改修事業者に対する補助ほか2件による10節社会福祉費補助金の増額。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金ほか2件による15節児童福祉費補助金の増額により、2,459万円の増額を計上しております。

25目農林水産業費県補助金が、産地体験型PR事業ほか5件による10節農業費補助金の増額。水産資源回復・基盤整備事業交付金の内示額の決定による20節水産業費補助金の減額により、32万8,000円の増額を計上しております。

30目商工費県補助金が、九州オルレ認知度向上事業及び観海アルプスファンづくり推進事業として、531万3,000円の増額を計上しております。

35目土木費県補助金が、予定されていた事業がユニバーサル建築物促進補助金の要件を満たさなかったために、200万円の減額を計上しております。

85款繰入金10項特別会計繰入金を、介護保険特別会計におきまして、前年度決算に剰余金が生じたことにより、2,229万7,000円を増額するものであります。

85款繰入金15項基金繰入金を、湯島における再生可能エネルギー調査のために388万5,000円増額するものであります。

90款繰越金10項繰越金を、決算による前年度繰越金として6億6,496万8,000円を増額するものであります。

95款諸収入35項雑入を、総合賠償保障保険保険金及び過年度分の公立学校施設整備費国庫負担金の計上により、888万1,000円を増額するものであります。

99款市債10項市債を5億1,196万8,000円を増額しております。

内訳としましては、55目過疎対策事業債は、事業費の財源を地域の元気臨時交付金に振替たことによりまして9,290万円の減額であります。

65目臨時財政対策債は、発行可能額の確定により1,506万8,000円の増額となります。

75目合併特例債は、当初予算に計上された事業を国の緊急経済対策により24年度に前倒したこと、及び事業の財源を地域の元気臨時交付金に振替たことによる減額、並びに上天草市地

域振興基金の積立財源として増額により、総額で5億3,030万円を増額するものであります。

80目自然災害防止事業債は、事業の財源を地域の元気臨時交付金に振替たことによる300万円の減額であります。

95目緊急防災・減災事業債は、天草広域連合への負担金の財源を合併特例債から振替たことによる6,250万円の増額であります。

続きまして、歳出予算の主な内容について御説明を申し上げます。

今回、上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定及び職員の異動による給料、職員手当等及び共済費の補正をお願いしております。給与費の合計7,336万円の減額であります。その内訳は、給料が6,291万円の減額、職員手当が1,045万円の減額。各款項目節ごとに給料、職員手当等の増減額の補正をお願いしております。

以下、各款項目節におきましては、上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定による給料の減額及び異動に伴う職員の給与費等は除いて御説明申し上げます。

17ページから20ページまで、給料の減額及び50万円以下の補正でありますので、割愛させていただきます。

21ページをお願いいたします。

15款総務費10項総務管理費は総額2,771万6,000円の減額であります。65目交通安全対策費において、防犯灯改修工事のため430万円を増額しております。

次に、25ページをお願いいたします。

20款民生費10項社会福祉費は総額266万5,000円の減額であります。

主な内訳としましては、10目社会福祉総務費804万6,000円の減額は、自立支援医療給付国庫負担金過年度分の返還金ほか7件を合わせて878万4,000円の増額及び給与の減額を計上しております。

15目社会福祉施設費123万9,000円の増額は、樋島老人福祉センターキュービクル取替工事を15節の工事請負費から11節の需用費に改めて計上したこと、及び大矢野老人福祉センター電気設備修繕費の計上であります。

25目老人福祉費369万1,000円の増額は、介護予防拠点の改修事業に対する補助金ほか3件の計上であります。

20款民生費15項児童福祉費は総額2,580万8,000円の増額であります。

内訳としましては、10目児童福祉総務費453万7,000円の増額は、子ども・子育て支援制度のための事業計画業務委託代として13節委託料の増額、放課後子どもプラン推進事業県費補助金過年度分の返還金ほか4件の23節償還金利子及び割引料の増額、ほか10件の計上であります。

15目児童措置費1,556万1,000円の増額は、私立保育所に交付するため、認可保育園交付金の計上であります。

25目母子父子福祉費571万円の増額は、母子生活支援施設等措置費及び高等職業訓練促進給付金の計上であります。

30ページをお願いいたします。

25款衛生費10項保健衛生費は総額1,044万6,000円の増額であります。

主な内訳としましては、10目保健衛生総務費726万6,000円の増額は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金の返還金ほか3件の計上であります。

30目環境衛生費318万円の増額は、湯島における再生可能エネルギー調査の計上であります。

32ページをお願いいたします。

35款農林水産業費10項農業費は総額664万9,000円の増額であります。

主な内訳としまして、20目農業振興費203万4,000円の増額は、マルシェ上天草業務委託料及び産地体験型PR事業ほか4件の計上であります。

30目農地費466万5,000円の増額は、高尾地区のため池浚渫工事ほか3件の計上であります。

35款農林水産業費20項水産業費は総額2,711万9,000円の増額であります。

主な内訳としましては、15目水産振興費202万6,000円の減額は、県補助金の内示額の確定によるものであります。

20目漁港管理費84万5,000円の増額は、修繕費の計上であります。

25目漁港建設費2,830万円の増額は、大手原漁港斜路整備工事及び単県改良工事負担金の計上であります。

40款商工費10項商工費は総額655万円の増額であります。

主な内訳としましては、15目商工振興費371万4,000円の増額は、旧大道中学校技術室解体設計委託料及び解体工事ほか3件の計上であります。

20目観光費548万2,000円の増額は、九州オルレ認知度向上事業委託ほか12件の計上であります。

45款土木費10項土木管理費677万5,000円の増額は、職員の異動に伴う下水道事業への繰出金ほか6件の計上であります。

45款土木費15項道路橋りょう費は総額7,731万2,000円の増額であります。

内訳としましては、10目道路維持費669万円の増額は、道路維持工事ほか1件の計上であります。

15目道路新設改良費1,562万2,000円の増額は、市道環状東線委託料及び工事請負費、環状西2号線地質調査委託料及び工事請負費、古野賤の女線及び環状東線及び永浦樋合線の用地購入費、国県道路改築・整備県工事負担金の計上であります。

20目橋りょう維持費2,500万円の増額は、新田3号橋に係る委託料及び補修工事及び隅切工事の計上であります。

25目道路舗装費3,000万円の増額は、市道舗装工事の計上であります。

45款土木費25項港湾費は15節の工事請負費から13節委託料への組み替えであります。

45款土木費35項住宅費は総額200万円の減額であります。

内訳としまして、15目住宅建設費200万円の増額は、市営住宅改修工事の計上であります。

20目住宅対策費400万円の減額は、予定されておりました事業がユニバーサル建築物促進補助の要件を満たさなかったことによる計上であります。

50款消防費10項消防費は総額804万6,000円の増額であります。

内訳としまして、20目消防施設費200万円の増額は、大作山防火用水池整備工事の計上であります。

30目防災管理費604万6,000円の増額の主な内容としましては、海拔表示板設置委託料ほか1件の13節委託料の増額、AEDバッテリー並びに防災行政無線屋外子局バッテリーほか1件の18節備品購入費の計上であります。

55款教育費10項教育総務費431万7,000円の増額は、大矢野中学校支援事業に係る学習支援員の賃金ほか給与関係を除く4件の計上であります。

55款教育費15項小学校費822万8,000円の増額は、自動火災報知設備修繕費ほか給与関係を除く2件の計上であります。

55款教育費20項中学校費の718万円の減額は、給与の減額を除く13節委託料において、阿村中学校トイレ改修設計業務委託料を大矢野中学校特別教室棟改築地質調査委託料に変更して計上しております。

45ページをお願いいたします。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費は総額2,108万円の増額であります。

内訳としましては、10目単独災害復旧費608万円の増額は、自動車等借上料及び市単独農地等災害復旧工事の計上であります。

15目農業用施設等災害復旧費1,500万円の増額は、農地等災害復旧工事請負費の計上であります。

60款災害復旧費15項公共土木施設災害復旧費990万円の増額は、西の浦3号線委託料及び災害復旧工事、東満広崎線、環状西2号線、阿村横道古羽根線、合津園田1号線、谷古野線の道路災害復旧費の計上であります。

60款災害復旧費30項その他公共施設等災害復旧費160万円の増額は、賤の女地区法定外道路単独災害復旧工事ほか1件の計上であります。

70款諸支出金20項基金費は、総額15億円の増額であります。

内訳としましては、15目減債基金費5億円の積み立てをいたします。

136目上天草市地域振興基金費10億円の積み立てをいたします。

75款予備費10項予備費311万7,000円を減額いたします。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第62号から議案第64号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 19ページをお願いいたします。

議案第62号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の48ページをお願いいたします。

議案第62号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正第1条第1項のとおり、歳入歳出それぞれ1億8,860万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億689万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、53ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、10款国民健康保険税3,856万8,000円の増額は、6月議会で議決いただきました税率に基づく算定により補正するものであります。

25款国庫支出金225万3,000円の減額は、特別調整交付金の交付内定に伴い補正するものであります。

60款繰越金1億5,200万8,000円の増額は、平成24年度繰越額の確定により補正するものであります。

65款諸収入28万6,000円の増額は、平成23年度老人保健医療費拠出金の額が確定したことにより還付分を補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、17款後期高齢者支援金223万3,000円の減額は、平成25年度後期高齢者支援金等及び事務費拠出金の額の決定により補正するものです。

18款前期高齢者納付金等22万7,000円の増額は、平成25年度前期高齢者納付金医療費拠出金と事務費拠出金の額の決定により補正するものであります。

20款老人保健拠出金1万円の減額は、平成25年度老人保健事業拠出金の額の決定により補正するものです。

25款介護納付金124万7,000円の減額は、平成25年度介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の決定により補正するものです。

35款保健事業費は、事業費の一部を一般財源から国庫支出金へ財源を組み替えるものであります。

50款諸支出費10項諸費につきましては、平成24年度退職者医療交付金の額が確定したことに伴い超過交付分の返還金といたしまして1,449万7,000円の増額補正と、30項繰出金は国庫特別調整交付金の内定により上天草総合病院への繰出金274万9,000円を減額補正するものであります。

55款予備費1億8,012万4,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものであります。以上が平成25年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定に

より、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第63号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の58ページをお願いいたします。

議案第63号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正第1条第1項のとおり歳入歳出それぞれ271万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,100万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算につきまして、61ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、21款県支出金16万3,000円の増額は、天草圏域における地域医療連携システム整備に係る遠隔医療等設備整備事業補助金を新たに計上するものです。

30款繰越金254万7,000円の増額は、平成24年度繰越額の確定により補正するものであります。

続きまして、歳出といたしましては、10款総務費149万3,000円の増額は、地域医療連携システム整備に伴うパソコン一式16万3,000円と、平成24年度熊本県へき地診療所運営費補助金の実績に伴う超過交付分返納金133万円を計上するものです。

20款予備費121万7,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものであります。

以上が、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第64号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の介護の63ページをお願いいたします。

議案第64号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ9,357万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,788万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成24年度繰越額の確定による繰越金及び平成24年度介護給付費確定に伴う国庫支出金等の過年度精算交付金と精算返還金の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、介護67ページをお願いいたします。

まず、歳入といたしまして、20款国庫支出金1,404万円の増額と30款県支出金1,409万2,000円の増額は、平成24年度介護給付費確定による精算交付金により補正するものであります。

50款繰越金6,544万5,000円の増額は、平成24年度の繰越額の確定により補正するものです。

次に、歳出といたしましては、35款諸支出金10項償還金及び還付加算金の1,708万5,000円

の増額と15項繰出金2,229万8,000円の増額は、平成24年度介護給付費及び地域支援事業費等の確定により国庫、県費及び支払基金への精算返還金と、一般会計への繰出金を補正するものです。

50款予備費5,419万4,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第65号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 御説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

議案第65号について御説明いたします。

平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の69ページをお開きください。

平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,057万1,000円と定めるものでございます。

今回の補正は前年度の繰越金の額の確定によるものでございまして、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

72ページをお開きください。

歳入、25款繰越金10項10目繰越金10節前年度繰越金の402万2,000円の計上額でございます。

歳出、30款予備費10項10目予備費に402万2,000円を追加し、補正後の予備費総額を452万2,000円としたものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第66号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） おはようございます。

議案第66号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号、議案書23ページについて説明させていただきます。

平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号の73ページをお願いしたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ2,914万円とするものでございます。

次に75ページ、歳入歳出予算事項別説明書をお開き願いたいと思います。

歳入、20款繰越金245万6,000円の増額計上は、前年度繰越金です。

同じく、25款財産収入18万円の増額は売店貸付収入を、30款諸収入21万円の増額は雑入で売店電気料等を計上いたしております。

歳出は、10款総務費に修繕費等の需用費77万円を増額計上しております。

50款予備費に207万6,000円の増額を計上いたしております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第67号及び議案第68号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 御説明いたします。

議案書の24ページをお開きください。

議案第67号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の78ページをお願いいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,829万9,000円と定めるものでございます。

第2条、既定の債務負担行為の補正は、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料の平成26年度を1,840万円を増額し、8,130万円と定めるものでございます。

82ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正につきましては、25款繰入金10項10目一般会計繰入金を358万5,000円増額し、1億9,512万円にするものでございます。

35款繰越金につきましては、前年度繰越金としまして720万8,000円を計上するものでございます。

83ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費15項10目下水道総務管理費は、給料151万2,000円、職員手当等207万3,000円を増額し、7,232万1,000円にするものでございます。

25款予備費につきましては、720万8,000円増額し、870万8,000円にするものでございます。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

続きまして、議案第68号について御説明いたします。

議案書25ページをお開きください。

平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算の84ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ前年度繰越金10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,304万9,000円とするものでございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第69号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第69号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の88ページをお願いいたします。

議案第69号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正第1条第1項のとおり、歳入歳出それぞれ166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,156万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算につきましては、91ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入といたしまして、30款繰越金166万1,000円の増額は、平成24年度繰越額の確定により補正するものであります。

次に、歳出といたしまして、30款予備費166万1,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第70号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） 議案第70号について御説明いたします。

議案書の27ページをごらんください。

議案第70号、平成25年度上天草市水道事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

第1条、平成25年度上天草市水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところでございます。

今回補正をお願いするのは、平成25年度上天草市水道事業会計当初予算の第3条に定めた収益的収入及び支出、同じく第4条に定めた資本的収入及び支出でございます。

なお、今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支とも支出のみの補正でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、総額に変更はございません。

内容につきましては、4ページをごらんください。

1款水道事業費用1項営業費用の366万7,000円の減額です。

内訳としましては、2目配水及び給水費530万2,000円の増。これは4月の人事異動による職員の配置がえによる人件費の増額でございます。

4目総係費896万9,000円の減。これは4月の人事異動による職員の配置がえ及び7月からの給与削減措置による人件費の減でございます。

続きまして、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1,422万9,000円の減。これは企業債の利息が確定したことによる支払利息の減額でございます。

4項予備費1目予備費の1,789万6,000円の増は予算調整によるものです。

次に資本的収支について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款資本的支出583万9,000円の減額でございます。

内訳としましては、1項建設改良費1目建設改良費の30万円の減額は、7月からの給与削減措置による人件費の減でございます。

2項企業債償還金1目企業債償還金553万9,000円の減額は、企業債の額が確定したことによります元金償還額の減でございます。

1ページにお戻りください。

第3条に記載してあります、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,769万5,000円を3億7,185万6,000円に改め、過年度損益勘定留保資金、地方消費税資本的収支調整額で補填いたします。

以上が、平成25年度上天草市水道事業会計補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第71号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第71号について御説明いたします。

平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるもので

ございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

詳細につきましては、10ページの予算説明書で御説明いたします。

第1款病院事業費用第1項医業費用の第1目給与費第4節労務員給を、異動に伴いまして148万5,000円の減額。第6節法定福利費を同じく26万1,000円減額いたすものでございます。

第5項健康管理センター費用第1目給与費第4節労務員給を148万5,000円増額、同じく法定福利費を26万1,000円増額。

続きまして、第6項でございます。訪問看護ステーション費用、第1項給与費140万4,000円を嘱託職員の採用によりまして増額、同じく第4節法定福利費を21万1,000円の増額でございます。

第11項予備費第1目予備費第1節予備費を、予算調整額といたしまして161万5,000円減額するものでございます。

補正予算書1ページに戻りまして、資本的収入及び支出の第3条でございます。

平成25年度上天草市立上天草総合病院予算の第4条本文括弧書きを、資本的収入額及び資本的支出額に対し不足する額1億5,340万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,833万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,507万円で補填するものとするに改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入第1項企業債を8,120万円増額いたしまして2億1,870万円に、第3項補助金を地域救急医療拠点病院等設備整備事業費補助金ほか2件の確定によりまして1,357万2,000円増額し、1億6,357万2,000円となりまして、資本的収入で9,477万2,000円増、合計で5億1,325万7,000円となります補正でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費を、補助金関連で医療機器購入等の増額分といたしまして9,561万9,000円増額し、資本的支出合計が6億6,666万6,000円となります補正でございます。

補正予算書に補正に伴います附属書類、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由の説明でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第72号から議案第75号まで4件を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） それでは、議案第72号から第75号までを続けて説明させ

ていただきます。

まず、議案第72号、新たに生じた土地の確認について説明させていただきます。

議案書の29ページ及び市長提出議案説明資料の27ページから28ページをお願いしたいと思います。

上天草市の区域内に公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地を生じたため、確認するものです。

位置につきましては、1工区1-1上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇2066の6、2066の4、2068の2、2068の3、2074、2075、2093の6、2093の5に隣接する無番地地先及び2093の4、2093の1、2093の8に隣接する無番地地先公有水面の315.99平方メートルでございます。

続きまして、1工区1-2上天草市龍ヶ岳町高戸字上脇2094の4及び2095の41地先公有水面の111.53平方メートルでございます。

2工区上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保2335の35及び2355の2、2356に隣接する無番地地先並びに字楠川2505の2、2506の2、2506の1、2507、2508の2、2508、2509に隣接する無番地地先公有水面の2,230.03平方メートルです。

内容としましては、熊本県が施工しました国道266号線道路改築事業の完了に伴うものです。

提案理由といたしまして、上天草市の区域内に新たに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものです。

続きまして、議案書30ページをお願いしたいと思います。

議案第73号、字の区域の変更について説明させていただきます。

公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地を生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものです。

位置につきましては、新たに生じた土地、1工区1-1上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇2066の6ほか7筆に隣接する無番地地先及び2093の4ほか2筆に隣接する無番地地先公有水面埋立地315.99平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇です。

続きまして、1工区1-2上天草市龍ヶ岳町高戸字上脇2094の4及び2095の41地先公有水面の埋立地111.53平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市龍ヶ岳町高戸字上脇です。

続きまして、2工区上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保2335の35、2355の2及び2356に隣接する無番地地先並びに字楠川2505の2ほか6筆に隣接する無番地地先公有水面埋立地2,230.03平方メートルです。

編入する字は、上天草市龍ヶ岳町高戸字楠川です。

提案の理由といたしましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第

260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものです。

続きまして、議案書の32ページ及び説明資料の29ページから30ページをお願いしたいと思います。

議案第74号、あらたに生じた土地の確認について説明させていただきます。

上天草市の区域内に公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地を生じたため、確認するものです。

位置につきましては、上天草市松島町阿村字干切565、544、568に隣接する無番地に隣接する無番地地先及び565、544、568に隣接する無番地地先公有水面埋立地でございます。4,241.84平方メートルです。

内容としましては、上天草市が施工した干切漁港地域水産物供給基盤整備事業実施に伴うものです。

提案理由といたしましては、上天草市の区域内に新たに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

続きまして、議案書の33ページをお願いしたいと思います。

議案第75号、字の区域の変更について説明させていただきます。

公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地を生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものです。

位置につきましては、上天草市松島町阿村字干切565ほか2筆に隣接する無番地に隣接する無番地並びに565ほか2筆に隣接する無番地地先公有水面埋立地4,241.84平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市松島町阿村字干切です。

提案の理由といたしましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第76号及び議案第77号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第76号、あらたに生じた土地の確認についての更正について御説明いたします。

議案書34ページ並びに説明資料32ページをお開きください。

更正の理由といたしまして、姫戸地区永目埋立造成事業に伴い、平成25年5月17日に竣工認可を受けました姫戸町永目地区の埋立造成、31,711.39平方メートルを港湾区域1工区11,710.68平方メートル、3工区125.07平方メートル及び一般公共海岸1工区

16,399.35平方メートル、3工区3,476.29平方メートルの公有水面埋立地において、あらたに生じた土地を確認するものについて、平成25年第4回市議会定例会におきまして議決を経ましたが、面積に錯誤があったため、再度、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第77号、字区域の変更についての更正について御説明いたします。

議案書36ページ並びに説明資料32ページをお開きください。

更正理由といたしまして、あらたに生じた土地の更正に伴い、字の区域を変更するものを更正するには、再度、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第78号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 議案第78号、財産の無償貸し付けについて、議案書38ページについて説明させていただきます。

説明資料といたしまして、市長提出議案説明資料の33ページに位置図を掲載しております。

公立学校跡地を活用した企業誘致ということになりますが、平成25年7月23日、熊本県を立会人といたしまして、住所、東京都品川区東五反田の株式会社フードワークスと上天草市との間で、企業進出協定を締結させていただきました。

上天草市龍ヶ岳町大道の旧大道中学校跡地を活用して、水産加工事業を展開される予定であります。今年度の雇用は10名程度を予定、5年後には50名の雇用を目標に取り組んでいかれます。本市へ進出いただく企業が地域に根差した経営の安定と雇用機会の創出を図るため、3カ年間、財産の無償貸し付けを行うものです。

提案理由といたしましては、財産を無償で貸し付けるには、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出させていただくものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、認定第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 認定第1号、平成24年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

議案書40ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものがございます。

内容につきましては、別冊で平成24年度上天草市歳入歳出決算書を配付しておりますが、この中で歳入決算額と歳出決算額、差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支という欄を読み上げて説明をいたします。

最初に一般会計を申し上げます。

決算書の242ページをお願いいたします。

歳入決算額184億6,197万7,599円、歳出決算額174億9,099万3,468円、差引額9億7,098万4,131円。翌年度へ繰り越すべき財源2億601万6,000円、実質収支7億6,496万8,131円になります。

次に、国民健康保険特別会計を申し上げます。

280ページをお願いいたします。

歳入決算額49億5,730万9,112円、歳出決算額48億530万584円、差引額1億5,200万8,528円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支1億5,200万8,528円となります。

続きまして、診療所特別会計を申し上げます。

296ページをお願いいたします。

歳入決算額7,061万8,752円、歳出決算額6,807万1,537円、差引額254万7,215円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支254万7,215円となります。

次に、介護保険特別会計を申し上げます。

328ページをお願いいたします。

歳入決算額33億384万362円、歳出決算額32億3,839万6,092円、差引額6,544万4,270円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支6,544万4,270円となります。

次に、斎場特別会計を申し上げます。

340ページをお願いいたします。

歳入決算額2,044万1,720円、歳出決算額1,641万9,471円、差引額402万2,249円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支402万2,249円となります。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計を申し上げます。

354ページをお願いいたします。

歳入決算額2,933万4,700円、歳出決算額2,687万8,597円、差引額245万6,103円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支245万6,103円となります。

次に、公共下水道事業特別会計を申し上げます。

372ページをお願いいたします。

歳入決算額3億2,167万5,444円、歳出決算額3億1,306万7,022円、差引額860万8,422円。翌年度へ繰り越すべき財源は140万円、実質収支720万8,422円となります。

次に、物揚場造成事業特別会計を申し上げます。

384ページをお願いいたします。

歳入決算額1,304万8,834円、歳出決算額1,294万8,830円、差引額10万4円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支10万4円となります。

次に、後期高齢者医療特別会計を申し上げます。

400ページをお願いいたします。

歳入決算額3億6,425万6,535円、歳出決算額3億6,259万4,841円、差引額166万1,694円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支166万1,694円となります。

以上でございます。御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、認定第2号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） 認定第2号について御説明いたします。

議案書の41ページをごらんください。

認定第2号、平成24年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の平成24年度上天草市水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入です。

第1款水道事業収益は、予算額9億622万7,000円に対しまして、決算額9億430万8,860円です。191万8,140円の減額となりました。

内訳につきましては、各項ごとに掲載してございますので後ほどごらんください。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は予算額9億622万7,000円に対しまして、決算額8億6,413万7,974円となり、不用額は4,208万9,026円でございます。

内訳につきましては、これも項目ごとに記載しておりますので後ほどごらんください。

次に、2ページをお開き下さい。

資本的収入及び支出でございます。

最初に、収入です。

第1款資本的収入は、予算額9億850万円に対しまして、決算額8億1,311万7,900円となり、9,538万2,100円の減額となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額12億2,215万7,000円に対しまして、決算額11億518万2,830円となり、不用額は1億1,697万4,170円となりました。

これにより、支出に対して収入が2億9,206万4,930円の不足となりましたが、過年度分損益勘定留保資金2億5,026万1,907円及び当年度分消費税資本的収支調整額4,180万3,023円で補填いたしました。

内訳につきましては、各項ごとに掲載してございますので後ほどごらんください。

次に、平成24年度の水道事業の概要について御報告いたします。

29ページをごらんください。

24年度の業務量でございますが、この表に示しますように、給水戸数、年間給水量ともに減少しております。これは人口の減少に伴いまして、給水人口が減少していることによるものです。

また、有収率につきましては、昨年から職員による夜間の漏水調査等を行っておりますが、なかなか改善が見られません。25年度から専門の業者に委託するとともに、流量計の検査等も実施していくことにしております。

次に、工事の概況でございます。

25ページをお開き下さい。

この表に記載のとおり、倉江浄水場築造工事関係を初めとして全部で32件、8億2,506万1,538円を実施しております。倉江浄水場につきましては3月末に完成しております。

それでは3ページにお戻りください。

次に、財政状況です。

収益的収支では、損益計算書に表記のとおり、一番下段のほうになりますが、当年度純利益が5万4,610円となり、前年度繰越欠損金より差し引きまして、当年度未処理欠損金が175万9,427円になります。

これにつきましては、決算の認定を受けた後、5ページに記載しております欠損金処理計算書案のとおり繰越欠損金として計上いたします。

6ページ以降につきましては、貸借対照表等関係資料を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

以上、認定第2号についての説明を終わります。

どうぞよろしく願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、認定第3号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 認定第3号について、御説明いたします。

議案書41ページをお願いいたします。

認定第3号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に、収入です。

第1款病院事業収益、予算額合計36億3,469万2,000円に対しまして、決算額35億2,739万5,302円でございます。予算に比べ、決算の増減はマイナス1億729万6,698円。うち消費税及び地方消費税額は701万2,200円となっております。

決算額の内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、予算額合計36億3,469万2,000円に対しまして、決算額34億1,153万356円でありまして、不用額2億2,316万1,644円となっております。費用の決算額内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入、予算額合計5億8,190万7,000円に対しまして、決算額4億8,620万7,000円。予算に比べ、決算の増減はマイナス9,570万円となっております。

収入の決算額の内訳といたしまして、第1項企業債3億4,440万円、第2項補助金1,092万2,000円、第3項出資金1億3,088万5,000円、第4項固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、第1款資本的支出、予算額合計6億9,483万5,000円に対しまして、決算額6億590万8,227円。予算に比べまして不用額1,813万1,773円。支払い消費税及び地方消費税額が1,715万5,778円となっております。

支出の決算額の内訳といたしまして、第1項建設改良費3億6,027万1,350円、第2項企業債償還金2億4,083万6,877円、第3項投資480万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,970万1,227円は、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額1,715万5,778円、過年度損益留保資金5,368万5,415円、当年度損益留保資金4,886万34円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の7行目から説明させていただきます。

入院、外来患者数全体では延べ19万2,214人で、前年度と比較して2,139人、1.1%の減少となり、総収入、税抜きでは35億2,038万3,102円で、前年度と比較して4,830万3,162円、1.4%の増加となりました。

総費用、税抜きでは、34億2,938万4,600円で、前年度と比較して3,866万3,959円、1.1%の増加となりました。

この結果、平成24年度は9,099万8,502円の純利益となりました。

資本的収支では、収入が4億8,620万7,000円に対し、資本的支出6億590万8,227円で1億1,970万1,227円の不足となりましたが、これにつきましては、過年度損益留保資金等で補填いたしました。

以降、詳細につきましては貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。

平成24年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書案でございます。

これまでの累積欠損金が15億2,456万1,882円となります。前年度より純利益分、先ほどの黒字分でございますけれども、9,099万8,502円減少となっております。

以上、認定第3号につきまして説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第5号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 御説明いたします。

議案書の43ページをお開きください。

報告第5号、専決処分の報告について。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

次に、内容について御説明いたします。

議案説明資料の1ページから5ページにつきましても、あわせてごらんいただきたいと思えます。

専決第8号、和解及び損害賠償額の決定について。

平成24年11月18日、市道西ノ浜3号線の上天草市大矢野町湯島地内で発生した歩行者転落による家屋破損事故に関し、次の者と上天草市との間に、次のとおり損害賠償額を決定し、和解するものでございます。

平成25年6月27日専決でございます。

和解の相手方、家屋所有者、高橋米子さん、損害賠償額37,800円、和解事項につきましては、議案書のとおり記載しておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第6号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） 報告第6号について御説明いたします。

議案書の44ページをごらんください。

平成24年度上天草市水道事業会計継続費精算報告書の報告について。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、平成24年度上天草市水道事業会計継続費繰越計算書について別冊のとおり報告するものでございます。

別冊の上天草市水道事業会計継続費精算報告書をごらんください。

倉江浄水場建設に係る継続費の精算報告でございます。

全体計画として総額13億600万円を22年度から24年度まで、年割額を設定しておりました。

その実績が、平成22年度支払義務発生額4,126万5,000円、23年度が4億1,910万円、24年度が7億9,499万111円となり、精算額が12億5,535万5,111円となりました。

以上、御報告いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第7号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 報告第7号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告いたします。

まず、健全化判断比率を申し上げます。

資金繰りの程度を示す実質公債費比率は13.0%、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は59.7%でありまして、いずれも昨年度より改善しています。

財政運営の悪化の度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体全体としての財政運営の悪化の

度合いを示す連結実質赤字比率は、横棒が引いてありますが、これは該当がないということであり
ます。

次に、資金不足比率を申し上げます。

地方公営企業の経営状態の悪化の度合いを示すものですが、全て横棒が引いてあり、該当がご
ざいませんでした。

以上でございます。

御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第8号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 報告第8号、パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する
書類の提出について説明させていただきます。

議案書の46ページになります。

報告第8号、パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、地方
自治法第243条の3第2項の規定によりまして、地方公共団体が2分の1以上出資する株式会
社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、上天草
市が約7割を出資しておりますパライゾ上天草株式会社の平成24年度決算に関する書類及び平
成25年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

あす3日から4日までは議案研究のため休会し、次の本会議は5日の午前10時から質疑、委
員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、3日火曜日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時08分